奄美市笠利地区新設認定こども園整備事業

リスク分担表

令和５年12月

奄美市

別添７　リスク分担表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| リスクの種類 | 番号 | リスクの内容 | 負担者 |
| 市 | 事業者 |
| 共通 | 募集要項等リスク | １ | 募集要項等の誤り及び内容の変更に関するもの | ○ | － |
| 契約リスク | ２ | 市議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止 | △※1 | △※1 |
| ３ | 上記以外の市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止 | ○ | － |
| ４ | 事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止 | － | ○ |
| 制度関連リスク | 法令変更リスク | ５ | 本事業の実施に直接関連する法令の変更，新たな規制立法の成立 | ○ | － |
| ６ | 上記以外の法令の変更 | － | ○ |
| 税制変更リスク | ７ | 法人税の変更による費用の増減（法人の利益に関するもの） | － | ○ |
| ８ | 本施設整備事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更による増減 | ○ | － |
| ９ | 消費税の変更による増減 | ○ | － |
| 10 | 市の本施設の取得及び所有に関する税制度の変更による増減 | ○ | － |
| 許認可リスク | 11 | 業務の実施に関して事業者が取得するべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合 | － | ○ |
| 12 | 事業管理者として市が取得するべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合 | ○※2 | △※2 |
| 政策変更リスク | 13 | 政策変更（事業の取り止め，その他）等による事業への影響 | ○ | － |
| 社会リスク | 住民対応リスク | 14 | 施設の設置自体に関する近隣住民等の反対運動，要望による計画遅延，条件変更，事業停止，費用の増大等 | ○ | － |
| 15 | 事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応 | － | ○ |
| 環境問題リスク | 16 | 事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音，振動，地盤沈下，地下水の断絶，大気汚染，水質汚濁，臭気，電波障害等）に関する対応 | － | ○ |
| 第三者賠償リスク | 17 | 市の責めに帰すべき事由により第三者に対して損害賠償義務を負う場合 | ○ | － |
| 18 | 不可抗力により第三者に対して損害賠償義務を負う場合（番号21に掲げる理由により第三者に損害が発生した場合をいう。） | △※3 | △※3 |
| 19 | 事業者の責めに帰すべき事由により番号18以外の理由により第三者に対して損害賠償義務を負う場合 | － | ○ |
| 終了手続きリスク | 20 | 終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの，事業会社の清算手続きに伴う評価損益等 | － | ○ |

注）○：リスクの負担者又は，主たるリスクの負担者△：従たるリスクの負担者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| リスクの種類 | 番号 | リスクの内容 | 負担者 |
| 市 | 事業者 |
| 共通 | 不可抗力リスク | 21 | 市及び事業者のいずれの責めにも帰すことができず，また計画段階において想定し得ない暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地滑り，落盤，落雷などの自然災害，及び，戦争，暴動その他の人為的な事象による資材や施設等についての損害によるもの | ○※3 | △※3 |
| 債務不履行リスク | 22 | 市の債務不履行による中断・中止 | ○ | － |
| 23 | 事業者の債務不履行による中断・中止 | － | ○ |
| 経済リスク | 資金調達リスク | 24 | 施設整備，管理に必要な資金の確保(事業者負担分) | － | ○ |
| 金利変動リスク | 25 | 金利上昇に伴う民間事業者における資金調達コストの増大 | － | ○ |
| 物価変動リスク | 26 | 物価変動によるコストの変動 | ○※4 | △※4 |
| 設計・施工段階 | 用地リスク | 用地確保リスク | 27 | 整備予定地の確保の遅延，又は，確保できなかったことによる計画変更及び工期延長等 | ○ | － |
| 28 | 建設に係る仮設，資材置場の確保に関するもの | － | ○ |
| 用地瑕疵リスク | 29 | 計画地の土壌汚染，地中障害物などによる計画変更及び工期延長，追加費用等 | ○※5 | △※5 |
| 測量・調査リスク | 30 | 市が実施した測量・調査に不備があった場合 | ○ | － |
| 31 | 事業者が実施した測量，調査に不備があった場合 | － | ○ |
| 計画リスク | 設計リスク | 32 | 事業者の提案内容，判断の不備によるもの | － | ○ |
| 計画変更リスク | 33 | 市の提示条件・指示の不備，要望による設計・施工条件の変更によるもの | △※6 | △※6 |
| 工事リスク | 工事費増加リスク | 34 | 市の責めに帰すべき事由により工事費の増加があった場合 | ○ | － |
| 35 | 不可抗力により工事費の増加があった場合（番号21に掲げる理由により工事費が増加した場合をいう。） | ○※3 | △※3 |
| 36 | 番号35以外の理由で事業者の責めに帰すべき事由により工事費の増加があった場合 | － | ○ |
| 工期遅延リスク | 37 | 市の責めに帰すべき事由により工事が遅延した場合 | ○ | － |
| 38 | 不可抗力により工事が遅延した場合（番号21に掲げる理由により工事が遅延した場合をいう。） | ○※3 | △※3 |
| 39 | 番号38以外で事業者の責めに帰すべき事由により工事が遅延した場合 | － | ○ |
| 工事監理リスク | 40 | 工事監理の不備により工事内容，工期などに不具合が発生した場合 | － | ○ |
| 要求性能未達リスク | 41 | 施設完成後の検査で要求性能に不適合の部分，施工不良部分が発見された場合 | － | ○ |
| 支払遅延・不能リスク | 42 | 市から事業者への支払遅延，支払不能があった場合 | ○ | － |
| 引渡前損害 | 43 | 引渡前に工事目的物，工事材料又は建設機械器具について生じた損害，その他工事の施工に関して生じた損害 | － | ○ |
| 施設瑕疵リスク | 44 | 施設の瑕疵が発見された場合及び瑕疵により施設の損傷等が発生した場合 | － | ○※7 |

注）○：リスクの負担者又は，主たるリスクの負担者△：従たるリスクの負担者

（※１）市議会の議決が得られないことにより，契約締結が遅延・中止した場合，それまでに要した市及び事業者（優先交渉権者）の費用は，それぞれの負担とする。ただし，事業者の構成企業又はSPCから業務を受託する者が，参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたことにより，市議会の議決が得られなかった場合，市及び事業者が要した費用は，事業者の負担とする。

（※２）事業者が市に対し必要な支援を怠ったことにより，市が取得するべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合，それまでに要した市及び事業者の費用は，それぞれの負担とする。

（※３）不可抗力事由により，市に追加費用その他損害が発生した場合，市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし，事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は，第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は，一定の金額までを事業者の負担，それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については，事業仮契約書（案）において提示する。

（※４）物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合には，調整を行う。より詳細な調整方法については，事業仮契約書（案）において提示する。

（※５）事業者が施設建設のために必要な地質調査等の事前調査を行った結果，土地の瑕疵が発見された場合，市は，当該瑕疵の除去修復に起因して事業者に発生した合理的な追加費用を負担する。ただし，事業者による事前調査の不備，誤りがあり，かつ，そのために土地の瑕疵を発見することができなかった場合の費用は事業者が負担する。

（※６）市の提示資料等と現場に相違がある場合は，事業者は市に予め相違内容を通知し，必要な協議を行ったうえで，原則として現場の状況に応じて施工するものとし，事業者による確認，調査に不備等があり，これにより相違内容を発見できずに事業者に追加費用その他損害が発生した場合には事業者の責任とし，それ以外の場合には市が合理的な範囲で追加費用を負担する。

（※７）施設の瑕疵及び瑕疵による損害については，瑕疵担保期間内に明らかになったものについては事業者の責任と費用負担で補修又は損害の賠償をする。瑕疵担保期間は完成引渡（完工確認通知）後躯体10年，設備２年を基本として，詳細は事業仮契約書（案）において提示する。